



“わたしたちの社協の一押し事業 2017”



生活困窮者自立相談支援事業

／旭市社会福祉協議会

事業名：生活困窮者自立支援事業	
・ 具体的な内容・中身 生活に困窮している人が生活保護に陥らないよう、その前の段階でできるだけ早く自立できるよう支援する。	
・ その事業を始めたきっかけ 民生委員、ボランティア団体等の地域に根ざしたネットワークがあることや、心配ごと相談事業、日常生活自立支援事業、各種貸付事業を実施していることから、ひとつの窓口で効果的・効率的な支援ができるため。	
・ 事業の特長、特に強調したい点 厚生労働大臣から無料職業紹介事業の認可を受けていること。 自立相談支援の他、家計相談支援と就労準備支援を実施していること。	
・ 事業の財源と事業費の内訳、業務量（事務量、負担感・協力者の人数等） 財源は市からの委託金。 職員は、主任相談支援員 1 名、相談支援員兼就労支援員 1 名、家計相談支援員 1 名、就労準備支援員 1 名。	
・ 事業の効果、住民・関係者からの評価 生活保護の受給費の削減につながり、生活保護の相談や事務量も減った効果があり、市の生活保護担当から良い評価を受けている。 就労達成・定着、増収、家計安定等の効果があり、自立した相談者から感謝されている。	
・ 写真データ ⇒ ☐ 無 ・ 有 ()	
・ 担当者：越川、仲條、早川、宮内	・ 連絡先（電話番号） 0479-57-3133

（平成 29 年 3 月 29 日作成）

生活、仕事に困っている方 気軽にご相談ください！！

暮らしの
再スタートを
応援します。



平成27年4月1日

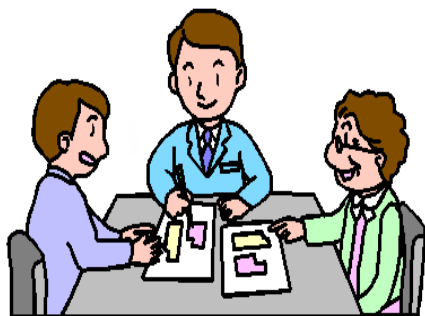
生活困窮者自立支援法の施行に伴い
相談窓口を開設しました。

相談費：無料

生活に困窮している人が生活保護に陥らないよう、その前の段階でできるだけ早く自立できるよう専門性を有する支援員が相談に応じ、支援へとつなげていきます。

～相談できる方～

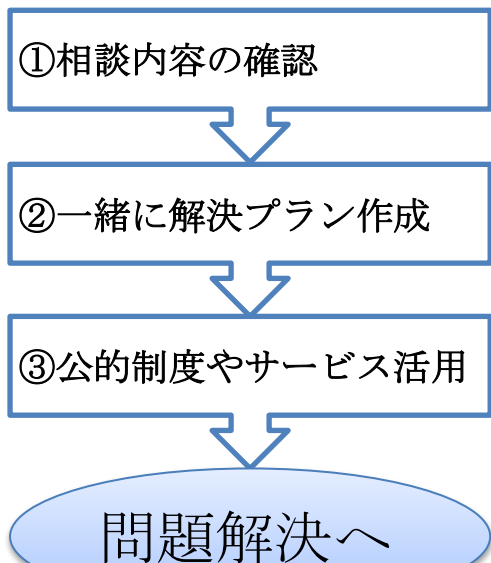
生活に困っている方はどなたでもご相談ください。



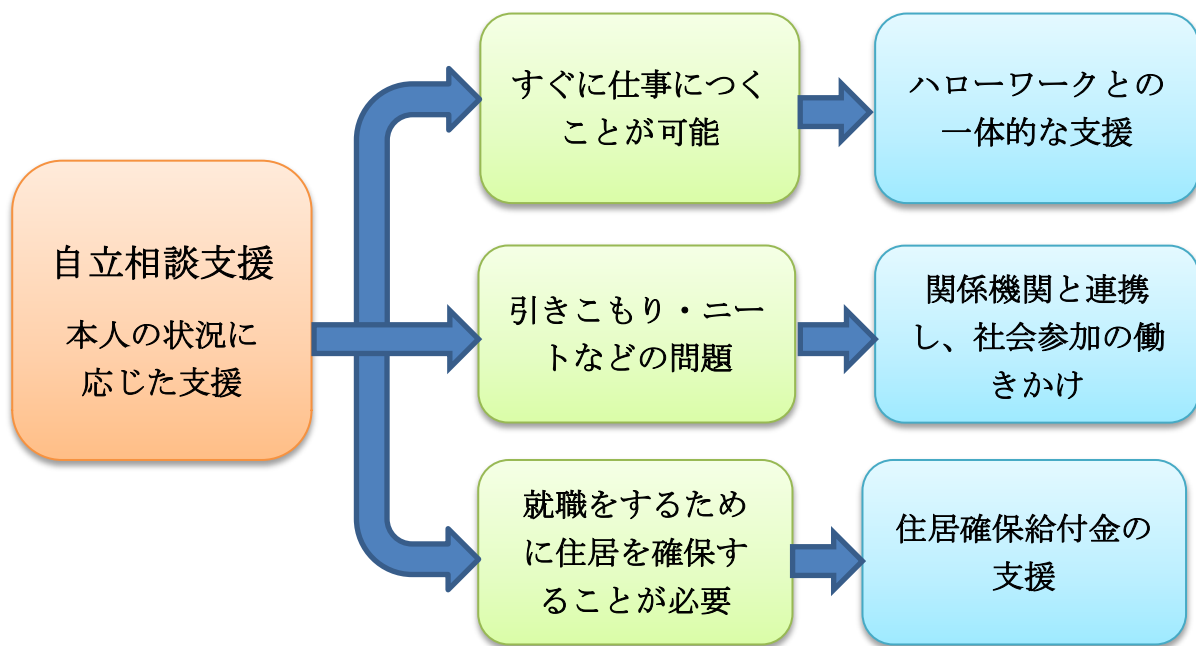
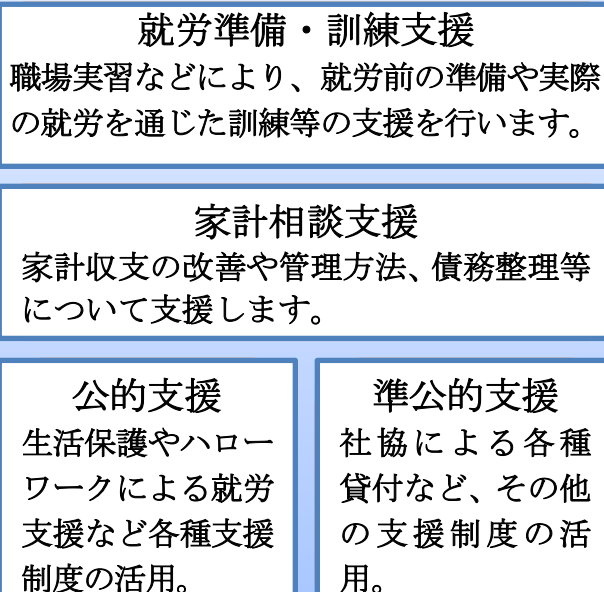
- ・生活保護を受けていない方で生活に困っていて最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。
- ・経済的な問題で生活に困っている方。
- ・長く失業して困っている方。
- ・引きこもりやニートで悩んでいる方。
- ・働いた経験がなく不安な方。等

自立相談支援窓口（旭市社会福祉協議会）

相談の流れ



支援メニュー



自立相談支援事業と他の機関が連携して支援します。

旭市社会福祉協議会 地域生活支援室

旭市横根 3520番地 飯岡福祉センター

電話 0479-57-3133（直通）

FAX 0479-57-2836

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝、12月29日～1月3日はお休み）

